											No1	
事務事業	坐 夕	地域環境整	供动竿 (老	±101 n n	.)	部課名	防災都市づくり部都市計	画課 説	果長名	松:	±	
争伤争为	未 位	地域環境歪	岬 別 東 (π	しいしん一ル	/)	担当者名	永澤		内線	2 8	1 6	
		る小事業名 ド(25年度)	地域環	境整備対策	策費(O	1-04-	-01)	·				
事務事業	集の種類	〇 新規事業	((2	5年度 〇	24年度)	〇 建設事業	● そ	れ以タ	トの継続事	事業	
開始年度		○昭和●		11		根拠	「荒川区大規模マンションの建設					
終期設定		○有●無	1 124		年度	法令等	の事前協議等に関する条例」	in Ench o	7E-941 C 0317	0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ILME VY / C VY	
実施基準		〇 法令基準	内 〇 名	邓基準内	● 区独		計画区分	●計画		〇 非計画	31	
人心生	分野 安全安心都市[VI]											
	行政評価											
事業	体系		on combation in the c									
	Σ th 7						リトかつ言さ10く― ト	. II ‡Z)	よヾス ⇒ =	ひさわ Z+	坦스 <i>I-</i>	
目的	区内で大規模マンション(延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超)が建設される場合に											
	の必要な手続きを定めることにより、建築紛争を未然に防止することを目的としている。											
対象者等	・大規模	莫マンション	(延べ面積	責3,000平	方メーΙ	トル以上かっ	つ高さ10メートル超)	の建築	色主			
							側の構想が周辺住民					
内容							ョンの建設計画に係					
1,14			議等に関す	する条例」	(荒川	ルール条例)を制定し実施して	いる。	(平成	18年12月	15日	
	制定、同	引日施行)										
	 ・平成10	0年、荒川区	荒川1丁目	39番に31	階建てま	7高層マン ³	ションの建設が計画さ	×れ. ほ	引切住	えは「高さ	お制限	
	条例の制	川定」を求め	る直接請求	求を平成1	1年3月(こ区議会に担	是出した。直接請求は	な否決さ	きれたフ	が、この「	問題を	
	契機とし	して、区は、	「荒川区、	マンション	ノ建設の	伴う地域環	境の配慮に関する要	綱」(荒川ル	ール要綱	1)	
経過		1年11月1日					T 140 540 545 5			1814		
47 X22							、平成18年12月15日					
		資計画に係る	地域におり	する生活均	環境の配	慮のための	事前協議等に関する	条例」	を制定	、同日施	打し	
	た。 ・亚成10	9年5月31日、	芒川山	川亜郷た	感止す 2	2						
	- 一灰」	3 +3Л31⊔、	שלוויניה —	ル女側で	発皿する	, ע						
必要性	大規模	マンション	の建設にお	おける建築	を おりゅう とうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅう こうしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	未然に防止	するとともに、良質	なマン	ション	の供給及	び	
必安正	地域環境 	筒の保全と向	上のため、	その必要	要性は大	きい。						
	(1直営	i)	(直営の均	易合		非常勤 〇 臨時職員)				
実施	`	•	,	, <u>_</u>	, i	.,,, 2/,	71 11 251 O FAR 7 1 190 P.	. ,				
大 方法												
73 14												

							(単作	立:千円)
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
算	予算額	3, 747	3, 914	3, 906	715	567	488	424
•	①決算額(25年度は見込み)	3, 418	3, 145	3, 123	280	209	273	424
決算	②人件費等	5, 245	3, 388	2, 443	4, 884	3, 631	5, 214	
算	③減価償却費				2, 615	2, 177	2, 904	
額等	【事務分担量】(%)	150	90	70	90	70	90	
	合計 (①+②+③)	8, 663	6, 533	5, 566	7, 779	6, 017	8, 391	424
の	国(特定財源)							
推移	都 (特定財源)							
移	その他(特定財源)							
	一般財源	8, 663	6, 533	5, 566	7, 779	6, 017	8, 391	424
実	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
績	届出件数	7	4	4	6	3	5	5
の	事業者による説明会回数	7	4	4	6	3	5	5
推	地域関係者会議の回数	50	19	23	36	16	40	30
移	アドバイザー派遣回数	7	3	2	4	3	5	6

No₂

=	節・細節	平成23年度(決	算)	平成24年度(決	:算)	平成25年度(予算)		
予		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
算	報酬	アドバイザー報酬	203	アドバイザー報酬	264	アドバイザー報酬	386	
決								
算	旅費	アドバイザー旅費	5	アドバイザー旅費	7	アドバイザー旅費	19	
の	食糧費	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	1	
内	使用料	会場使用料	0	会場使用料	1	会場使用料	18	
訳								
11/								

					指標の推	移			
指	ì	事務事業の成果とする指標名	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	指標に関する説明	
	(① 建築紛争未然予防割合(%)	100	100	100	100		紛争未然予防件数/届出件数 ※25年度は見込み	
標		② 事業者による地域要望取入割 合(%)	70	75	75	80	85	要望取入項目数/要望項目数 ※25年度は見込み	
1214		3							

- 1地域住民と開発事業者との立場と主張の違いの調整
 - ・高容積を望む開発事業者とより低層の建物を望む周辺住民との調整。
 - ・住民からの計画変更要求の多くが事業採算性を低下させるもの。
 - ・様々な住民要望(高さ、日照阻害、電波障害、風害、緑地や歩行空間の確保、眺望など)の調整。
- 2 開発事業者と地域住民との協議・調整期間の長さに問題はないか
- 指題標点 ・37月間に双方の合意形成を図ることができない場合がある。(長期に及ぶ場合がある)
- 分·
- 3 紛争防止から協働の街づくりへの参加システムへ ・都市計画マスタープランに基づく街づくりを進めるためには、今後、行政と地域住民、開発事業者に よる協働の街づくりが展開できる新たなシステムが求められる。
 - ・本条例が単なる敷地レベルの建築紛争防止から地区レベルの建築協定等が結ばれる取組が求められる。
 - 4既存の建築物の解体がある場合
 - ・解体による騒音、振動が激しいため、地域住民の苦情が多い。そのため、荒川ルールによる紛争解決 の対応と調整に多くの時間が必要となることがある。

22

施状況

析課

(実施

区

未実施

区)

問題	点・課題の改善策				
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容			
1	・地域関係者に軸足を置いた適切な判断のもと、地域 要望をできる限り建設計画に反映できるように努め る。	・これまでの運用実績集等の作成を行い、今後の 対応への基礎資料として活用する。			
2	・地域関係者及び事業者に対し、地区計画や景観まちづくり等の具体的な情報提供を積極的に行い、地域の特色を生かしたまちづくりを推進する。	・引き続き、景観情報等の提供を常に心がけ、 地域の特色あるまちづくりを進める。			
3	・既存建築物の解体等が生じる場合には、関係各課と の連携・協議を積極的に進め、適切な対応に努め る。	・引き続き、既存建築物の解体等が生じる場合 には、関係各課との連携・協議を積極的に進め、 適切な対応に努める。			

事務事詞	業の分類	分類についての説明・意見等				
25年度	26年度	が類についての説明・息兄寺				
推進	推進	大規模マンションの建設における事業者と近隣住民との建築紛争を、未然 に防止するためには、欠かせない制度である。				

況	議
(숲
要	質
旨	問
)	状

「荒川ルール」における区の立場について ・平成16二定

・平成17三定 「荒川ルール」における区の対応について

											02
事務事業	<u> </u>	開発許可制	 引度			部課名 担当者名	防災都市づくり部都市記 杉山	計画課	課長名 内線	松土 2 8 1	
		る小事業名 ド(25年度)				12-11	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		1 3 420		
事務事業	美の種類	〇 新規事業	業 (〇 2	5年度 〇			〇 建設事業	•	それ以タ	トの継続事	業
開始年度		● 昭和 ○		43		根拠	都市計画法				
終期設定		○有●無				法令等				<u> </u>	
実施基準	<u> </u>	●法令基準		<u>你基準内</u>	● 区独	自基準	計画区分	〇計	画	● 非計画	
行政	評価		全安全都市		の数件「	107					
事業	体系]便性の高い 合的な市街								
目的	し、公共	施設(道路	・公園等)の	設置を義	務づける	ことにより	び廃止、1mを超 り、無秩序な市街 とを目的としてい	化を防止			ĵ
対象者等	主とし 行う事業		の建築又は特	寺定工作物	物の建設	を行うため	に、500㎡以上の	土地での)区画形	重の変更を	i.
内容	・予接続外 ・接続排 ・申工 ・開発 ・開発	E い を を が な が な が な が で で で で で で で で で で で で で	集に適合して 資力及び信月 要な能力がが の周辺の所有 事要綱等の「	適合合いでした。 ので用がる者でいいがる者でいいがる者でいかる。 を任めるのののは、 は、ことでは、 と、ことでは、 は、ことでは、 と、 と、と、 と、と、 と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、	Nること 園等が基 こと 可意を得	基準に適合し ていること	,ていること				
経過	昭和43年 平成12年 平成18年	5 4月 均		半い、都の			により委任となる 等が行う開発行為		許可の対	象となる	
必要性	都市計画	Ϊ法に基づく	く事務のため	め、必要不	下可欠な	事務である	0				
実施 方法	(1直営)	(直営の均	易合 ●	常勤	非常勤 〇 臨時期	敞員)			

							(単作	立:千円)
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
算	予算額	_	_	_	_	_	—	_
•	①決算額(25年度は見込み)	_		_				_
決	②人件費等	2, 562	5, 506	6, 922	7, 412	4, 356	3, 020	
算	③減価償却費				2, 469	2, 022	1, 614	
額	【事務分担量】(%)	30	65	85	85	65	50	
等	合計 (①+②+③)	2, 562	5, 506	6, 922	9, 881	6, 378	4, 634	0
の	国 (特定財源)							
推移	都 (特定財源)							
移	その他(特定財源)							
	一般財源	2, 562	5, 506	6, 922	9, 881	6, 378	4, 634	0
実	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
績	許可件数(基準:許可日)	1	1	4	5	6	2	3
の	開発登録簿写しの交付(部数)	25	24	33	38	37	50	40
推								
移								

							NUZ	
予 節・	節・細節	平成23年度(決	算)		: 算)	平成25年度(予算)		
J.	•	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
算								
決								
算								
の								
内								
訳								
۵/۱								

				指標の推	É 移			
指	事務事業の成果とする指標名	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	指標に関する説明	
	① 許可までの日数(審査期間)	13日	17日	28日	14日	10日	審査期間の平均日数 (標準処理期間65日)	
標	②審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、 厳正な審査を行う。	
17.5	3							

(指標分析)問題点・課題	近年、許可ほ 多様なケースに対	申請件数応できる	が少なく、乳 る能力を身に	実務を通した事務処理能 ∶つける必要がある。	力の向上が図るの	が難しいため、事例研究等で
施 状況 変	(実施	22	区	未実施	区)	

問題	問題点・課題の改善策							
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容						
1	他区の事例を参考にし研究するなど、具体的な事 例を検討をする中で課題を抽出する。	事務処理マニュアルを作成する。						
2								
3								

事務事業の分類		小海についての説明・辛見 笙		
25年度	26年度	- 分類についての説明・意見等 		
継続	継続	法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくためには必 要な事務である。		

況 (要旨)	
〜 会	
要質	
旨問	
) 状	

											NO I
事務事業	 人	都市計画智	審議:	会運営			部課名 担当者名	防災都市づくり部都市計画課 課長名 永澤 内線			松土 2 8 1 6
		る小事業名 ド (25年度))	都市計画	審議会	費(0 1	-01-0			1 3 420	
事務事業	美の種類	〇 新規事	<u>業</u>	(〇 25年	F度 C	24年度)	〇 建設事業	•	それ以タ	トの継続事業
開始年度		● 昭和 (根拠	都市計画法			
終期設定		○有●無				年度	法令等				
実施基準	Ė	● 法令基準				● 区独	自基準	計画区分	〇計	画	● 非計画
行政	:評価			安心都市[]							
	体系			生の高い都			_				
7.21		施策	総合的	内な市街地	也整備の)推進[12	-01]				
目的		こと及び						都市計画に関する 応じて建議するこ			
対象者 等	荒川区全	È域									
内容	条例及 地条例方 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	B決定、区 B決定、区 なび規則改Ⅰ なび規則推進Ⅰ なび規則を はび平成12 経験者7人、	正(と孫 と 年4月 区 記	平成12年 る都市計画 した。 11日) 議会議員5ヵ	年4月 画法の記 人、関	1日) 改正に伴 系行政機	い、法律に関の職員3人	答申または建議す 基づく都市計画者 、(東京都、警察 を公開した。	審議会と		
経過											
必要性	区の都市	ī計画決定 ⁽	等に	際し法的に	こ必要	である。					
実施方法	(1直営)	(]	直営の	場合 ●	常勤 ●	非常勤 〇 臨時	職員)		

							(単作	位:千円)
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
算	予算額	1, 097	1, 101	1, 175	1, 161	1, 134	1, 108	1, 096
•	①決算額(25年度は見込み)	453	868	489	241	437	476	1, 096
決	②人件費等	2, 683	1, 881	814	1, 151	1, 966	1, 923	
算	③減価償却費				581	933	968	
額	【事務分担量】(%)	90	50	20	20	30	30	
等	合計 (①+②+③)	3, 136	2, 749	1, 303	1, 973	3, 336	3, 367	1, 096
の	国 (特定財源)							
推移	都(特定財源)							
移	その他(特定財源)							
	一般財源	3, 136	2, 749	1, 303	1, 973	3, 336	3, 367	1, 096
実	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
績	開催回数	2	4	2	1	2	2	4
の	委員平均参加率	90	82	97	99	83	95	100
推								
移								

ĺ	~	節・細節	平成23年度(決		:算)	平成25年度(予算)		
予	田」、小田田」	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
算		報酬	審議会委員報酬	372	審議会委員報酬	380	審議会委員報酬	923
	· 決	特別旅費	審議会委員旅費	7	審議会委員旅費	7	審議会委員旅費	40
ı	算	食糧費	会議用賄い費	8	会議用賄い費	8	会議用賄い費	18
ı	の	役務費	会議録速記委託料	46	会議録速記委託料	81	会議録速記委託料	102
ı	内	使用料	開催会場使用料	4	開催会場使用料	0	開催会場使用料	13
	訳							
	ш							

		指標の推移						
指	事務事業の成果とする指標名	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	指標に関する説明	
	① 審議会開催件数	1	2	2	4		必要に応じて開催 ※25年度は見込み	
標	② 案件審議件数	1	2	2	4		必要に応じて開催 ※25年度は見込み	
IN	3							

(指標分析)問題点・課題	審議にあたっ	ては、案	件が専門的	な内容が多いため、区民	:委員の発言が少ない。	
施状況	(実施	22	区	未実施	区)	

問題点・課題の改善策								
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容						
1	・24年度に5人の区民委員のうち、2人を公募により選任した。今後、さらに公募による区民委員を増やすべきかの検討を行う。	・25年度の検討の結果により、適切な時期に、 公募による区民委員の選任を実施する。						
2	・これまでも続けてきたが、審議会の前に実施して いる区民委員の事前勉強会を適切に行っていく。	・これまでも続けてきたが、審議会の前に実施して いる区民委員の事前勉強会を適切に行っていく。						
3								

事務事	業の分類	八海についての説明・辛見 生			
25年度	26年度	→ 分類についての説明・意見等 			
推進	推進	都市計画の決定に当たっては、区民や専門家等の意見を反映していくことが重要である。			

況議		
要質		
況 (要旨)		

						NOT
事務事業名		都市復興計画	部課名 担当者名	防災都市づくり部都市計画 能見	課 課長名 内線	松土 2812
		る小事業名 ド (25年度)				
事務事業	美の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度)	〇 建設事業	●それ以タ	外の継続事業
開始年度			根拠	荒川区災害対策基本条		
終期設定			法令等	荒川区震災等による被		复興条例
実施基準	<u> </u>	○ 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独	自基準	計画区分	計画	● 非計画
行政	評価	分野 安全安心都市[VI]				
	体系	政策 利便性の高い都市基盤の整備[
7./	TTOO	施策 総合的な市街地整備の推進[12	-01]			
目的		莫な震災、火災その他の災害により甚大)、市街地の計画的な整備改善について!			の緊急かつ)健全な復興を
対象者 等	大規模な	は地震の際、大被害が予想される地区				
内容	市街地復 等を「者 るととも	平成13年10月に被災後の市街地復 夏興条例」を制定した。その後、この条係 下復興マニュアル」として定めた。昨年 らに、復興条例第8条の都市復興基本計 よくなど、復興に対する備えを進めてい	例の趣旨に ■度の地域№ 画を迅速に	沿って平成15年9月 5災計画の改訂及び演習	に市街地復 を通じた	夏興の行動手順 見直しを検討す
経過	1 4 · 1/ 1 5 · 1/ 1 9 · 1/ 2 1 · 1/ 2 4 ·	0月 荒川区震災復興条例制定 2月 東京都第5回地震に関する地域危険	訓練実施・ 2月 食度調査結果 ュアル策定 3月 荒川	以後毎年実施(東京都 被災宅地危険度判定 3月 荒川区災	講習会・じ 害対策基本	以後毎年実施 条例の改正 アル改訂
必要性	迅速かつ また、復	の計画的な都市の復興を進めるには、事 夏興計画の策定に向けた手順等を平時か	前に復興のら訓練し、	モデルプランを備えて 有事に備えることが重	ー おくことか 要である。	「有効である。
実施 方法	(1直営) (直営の場合 ●	常勤〇	非常勤 〇 臨時職員		

							(単作	立:千円)
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
算	予算額	_	_	_	_	_	_	_
•	①決算額(25年度は見込み)	_	_	_	_	_	_	_
決	②人件費等	1, 281	1, 694	1, 222	4, 639	3, 388	5, 783	
算	③減価償却費				1, 743	1, 244	2, 259	
額	【事務分担量】(%)	15	20	15	60	40	70	
等	合計 (①+②+③)	1, 281	1, 694	1, 222	6, 382	4, 632	8, 042	0
の	国(特定財源)							
推移	都 (特定財源)							
移	その他(特定財源)							
	一般財源	1, 281	1, 694	1, 222	6, 382	4, 632	8, 042	0
実績	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
の								
推								
移								

No₂

_	節・細節	平成23年度(決算)			:算)	平成25年度(予	算)
予	日1 - 小田日1	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
算							
決							
算							
の							
内							
訳							
п/\							

Ī			指標の推移						
	指	事務事業の成果とする指標名	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	指標に関する説明	
		① 復興方針案作成	30	30	30	40	80	事例調査:10%、現状分析:30%、 モデル作成:40%、方針素案作成:80%、 方針案公表:100%	
	標	② 都市復興マニュアル改正	_	-	_	80	100	マニュアル改正:80%、 行動マニュアル作成:100%	
		3							

、問 指題 標点 分・ 析課 ・復興施策は、①都市の復興、②住宅の復興、③くらしの復興、④産業の復興(に区分できるが、 当区においては ①を当課が策定しているだけであり、他の復興施策の策定が求められている。

未実施

- ・被災後、遅滞なく計画素案を住民に合意してもらうには、ある程度事前に情報開示する必要がある。・平成21年度に改正した都市計画マスタープラン及び平成24年度の地域防災計画の改訂を踏まえ、 各部署の役割及び平常時のまちづくりと復興計画の考え方について整合を検討する必要がある。
- ・発災から復興計画の作成に至る一連の流れを集約した、行動マニュアルの作成を検討する必要がある。 ・平成23年に発生した東日本大震災の教訓から、中規模程度の災害を想定した対応を検討する必要がある。

5

区)

施他 状区

都市復興マニュアル策定区

(実施

17

区

況実 港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋 区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区 (他4区検討中)

問題	問題点・課題の改善策							
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容						
1	都市復興マニュアルについて、都市計画マスタープラン及び地域防災計画など関連行政計画との整合を図るための改訂作業を行う。	マニュアルに基づき、復興街づくりの手続き等につい て机上訓練を実施する。						
2	復興計画素案の作成に向けた基本方針を模索する。	復興方針案を作成し、区民に対して周知することを目 指す。						
3	復興施策における都市復興の位置づけについて、庁内 での認識をひとつにできるように促す。	都市以外の住宅、くらし、産業それぞれの復興について統括する部署がどこなのかを明確化し、すべての復 興プログラムの作成と区民への事前周知について庁内 の意思統一を促す。						

事務事詞	業の分類	公叛についての 説明・意見笑	
25年度	26年度	分類についての説明・意見等	
継続	継続	災害時における復興計画に迅速に対応するためにも必要である。	

況議	
ル武哉	
$\sim \Delta$	
会質問	
片問	
) 状	
1/1	

事務事業		土地利用現況	調査		部課名 担当者名	防災都市づくり部都市記 杉山	十画課	課長名 内線	松土 2 8 1 2		
		る小事業名 ド(25年度)	土地利用現況調	査費(01	-08-01)						
事務事業	() 種類	〇 新規事業	(○ 25年度 (O 24年度)	〇 建設事業	○ 建設事業 ● それ以外の継続事				
開始年度						都市計画法					
終期設定	0 10 0 111										
実施基準						計画区分	〇計	迪	● 非計画		
行政	評価		安全都市[VI] 性の高い都市基	般の敷供「	107						
事業	体系	政策 利便性の高い都市基盤の整備[12] 施策 総合的な市街地整備の推進[12-01]									
目的			用・遂行するた			ほか、建築物の月	月途、構造	造、面積	簀等の調査を行		
対象者 等	区内全均	找の土地・建 築	物								
内容	現況: 村属 ・	5計画法に基でに基では 調査結果を基礎に 調査計制用 用の管理 地利定の管域・域の は持・地域地域の で記述が、 で記述が、 で記述が、 で記述が、 で記述が、 で記述が、 で記述が、 で記述が、 で記述が、 で記述が、 で記述が、 で記述が、 で記述が、 に述述が、 に述述述述述述が、 に述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述	:、区におけるデ 査(都市計画法 査(都市計画基 査結果を基に、 -9に用途地域等	一9作成を 第6条) に 第6条) に で で の の が で の が で で の が で で の が で れ の に り で れ の に り で れ り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	行う。 二関する事務 ための実地 地利中土 (までで) は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	計画に関する基础 第:概ね5年毎(正調査):概ね5年 況及び経年変化を 別現況調査結果を 本毎年) 成する。(毎年)	直近:平 毎(直近 毎 を資料と を組み込	成20年度 f:平成2 してまと	E) 23年度) めている		
経過						분調査(昭和63年 図等閲覧システム[HP			(19年度)		
必要性		∤画法に基づく □必要である	事務であり、都	市計画情	報を適正に	管理することは、	まちづ	くり施策	の推進を図		
	(2一部	委託)	(直営の	場合 〇	常勤 〇	非常勤 〇 臨時期	哉 <u>員</u>)				
実施 方法			₨了。 沒可以此一個。 沒可以表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表				, 775千円 , 302千円				

							(単作	位:千円)
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
算	予算額	1, 966	1, 525	2, 050	1, 312	1, 312	7, 087	1, 315
•	①決算額(25年度は見込み)	1, 943	1, 523	1, 523	1, 311	684	7, 025	1, 302
決	②人件費等	3, 416	6, 353	2, 036	1, 308	2, 541	3, 304	
算額	③減価償却費				436	933	1, 291	
額	【事務分担量】(%)	40	75	25	15	30	40	
等	合計 (1)+2+3)	5, 359	7, 876	3, 559	3, 055	4, 158	11, 620	1, 302
の	国 (特定財源)							
推移	都(特定財源)		677					
移	その他(特定財源)							
	一般財源	5, 359	7, 199	3, 559	3, 055	4, 158	11, 620	1, 302
実	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
績	建物データ(棟数)							
の	荒川区都市計画図 (部)	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	0	0	1, 000
推移	荒川区白図 (部)	100	100	100	100	100	100	100
移								

							1102
-	ず・細節 平成23年度(決算) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			:算)		予算)	
予	には 四本・「は	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
算	委託料	システム管理	684	システム管理	1, 250	システム管理	1, 315
·)決				土地利用現況調査データ作成	5, 775		
算							
の							
内							
訳							
п/\							

				指標の推	養		
指	事務事業の成果とする指標名	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	指標に関する説明
	① GISデータ整備率(%)	80	80	83	85	100	調査データ数/調査回数 ※昭和61年度のみGISデータ無
標	2						
17.5	3						

	都市計画法 報・道路・公 ある。	に基づく 園のデータ	土地利用現 等を付加す [。]	況調査結果を整備した都 ることで、総合的な情報	市計画情報システムを システムに発展させて	^´-スとして、まちづくり情 いくなどの有効活用が必要で
施状況	(実施	22	区	未実施	区)	

問題	問題点・課題の改善策						
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容					
1	都市計画情報システムを活用し、各種まちづくり事業の 進捗状況を把握できるよう利用方法の検討を行う	新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活 用できるようデータ更新の充実を図る					
2							
3							

事務事	業の分類	分類についての説明・意見等
25年度	26年度	万規にプいての説明・思元寺
継続	継続	土地利用現況の定期的な実施により、まちの経年変化や各種まちづく り事業の進捗状況を把握することができる。また、新たなまちづくり施 策立案の基礎資料として活用できる。

況(要旨)	
一会	
安貝	
世狀	

事務事業	美名	荒川区市街	地整備指導	要綱		部課名 担当者名	防災都市づくり部都市記 杉山	十画課	課長名 内線	松土 2 8 1 2	
		る小事業名 ド (25年度)					17 14		1. 142/	2312	
事務事業	美の種類	〇 新規事業	€ (O 25	年度 〇	24年度)	〇 建設事業	•	それ以タ	トの継続事業	
開始年度		●昭和○				根拠	荒川区市街地整			1 1 1 1	
終期設定		○有●無			年度	法令等		用拍导多	- 不叫		
			● 区独	自基準	計画区分	〇計	画	● 非計画			
行形	評価		全安全都市		. 						
	体系	政策 利便性の高い都市基盤の整備[12] 施策 総合的な市街地整備の推進[12-01]									
	T	施策総	合的な市街	地整備の)推進[I2	-01]					
目的	くり施策		を図るため	必要な事	事項を定る	め、区内に	を与える施設設備 おける市街地の科				
対象者 等							f以上の建築物、 動火葬施設の使用	Ħ			
内容	近計生事防高土議 事関邦 選言 対 表 き で 完 で 完 で こ	見模に応じた 環境対策にじた 計策に防険がは 対策の対策を を 対策に は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	説明、町会 道路及び 登場を 連書で 連書で で で で で で で で で で で で で で で で で	き い い い い り り り り り り り り り り り り り り り	品議、景 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	関への配慮 退、の配慮 所のとと いの他)境へ 定を締ます さとともに	る。 、適正な維持管理	里を担保			
経過	平成9年	9月現要綱制	定※以後10	0回改正、	最終改	正平成25年	三(名称:東京都常 3月(住環境条例 <i>0</i> 建住宅等を条例化)制定に			
必要性	既成市 ある。	5街地におけ	⁻ る民間開発	≹諸事業⊄	の秩序あ	る整備を促	進し、住環境の糺	推持・向	上を図る	ため、必要で	
	(1直営) (直営の	場合 ●	常勤 〇	非常勤 〇 臨時耶	哉員)			
実施 方法		 容が多岐の 後は当課を					書」提出前に関係	系各課と	協議を行	うことと	

							(単作	位:千円)
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
算	予算額	_	_	_	_	_		_
•	①決算額(25年度は見込み)	_		_				
決	②人件費等	10, 248	5, 506	5, 701	6, 976	3, 782	5, 356	
算 額 等	③減価償却費				2, 324	2, 022	2, 743	
額	【事務分担量】(%)	120	65	70	80	65	85	
_	合計 (①+②+③)	10, 248	5, 506	5, 701	9, 300	5, 804	8, 099	0
の	国 (特定財源)							
推移	都 (特定財源)							
移	その他(特定財源)							
	一般財源	10, 248	5, 506	5, 701	9, 300	5, 804	8, 099	0
実績	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
績	事前相談(同一箇所複数相談含)	38	16	20	25	20	40	40
の	事前申出書提出(件)	39	7	11	12	12	13	8
推移	協定書締結(件)	25	7	5	4	8	0	3
移	協定履行確認(件)	17	24	3	4	4	5	0

No2

							NUZ	
7	節・細節	平成23年度(決	算)		· 算)	平成25年度(予算)		
予	即 - 加則	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
算								
: -								
決算								
の内								
訳								
八								

					指標の推	移		
指	事務事業の	事務事業の成果とする指標名		23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	指標に関する説明
	①協定締結率	(%)	56	36	0	100	100	協定締結/提出(適用除外除く) ※件数は年(1~12月)を基準
標	2							
1775	3							

一問 指題 相標分析) 超点・課題 墓地埋蔵法に基づく条例との整合を図るほか、新たに条例化された戸建住宅等における緑化条例の適用 基準の整理する必要がある 他区の実 (実施 18 未実施 4 区 区) 未実施地区:4区(新宿・江東・渋谷・中野・豊島)

問題	問題点・課題の改善策										
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容									
1	墓地埋蔵法に基づく条例との整合	社会状況等に則した適用を行う									
2	新たに条例化された戸建住宅等における緑化条例 の適用基準の整理	社会状況等に則した適用を行う									
3											

事務事	業の分類	公叛についての説明・辛見 笙			
25年度	26年度	分類についての説明・意見等			
推進	推進	区の街づくり方針に合わせた開発誘導が必要である			

況 (要旨)

平成19年第2回定例会:集合住宅条例制定(要綱から集合住宅を条例化)

平成25年第1回定例会:住環境条例として制定(要綱から戸建住宅等を条例化)

							No1
事務事業	 業名	魅力ある都市	景観づくり	部課名	防災都市づくり部都市計画課		松土
			1	担当者名	永澤	内線	2816
		る小事業名 ド (25年度)	魅力ある都市景観づく	り事業費(0			
		〇 新規事業	(○25年度 ○24年月	•	○ 建設事業 ●	それ以外	の継続事業
開始年度		○昭和●平		根拠 	景観法・都景観条例・図	区景観条例	i]
終期設定 実施基準		○ 有 ● 無● 法令基準内	年度	法令等 独白其淮	計画区分 ● 討	- 画	〇 非計画
	•		<u>, </u>	14日坐十		<u> </u>	O FRIE
	マ評価 養体系		性の高い都市基盤の整備	⋕[12]			
- デホ	5 PT 715	施策総合	的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	荒川区景	骨観条例及び景	観計画の着実な運用に	より、区の特	徴を生かした景観まちつ	うくりの推	進を図る。
対象者等		現模以上の建築 引発を行う事業	物の新築、増築、改築 主 等	等を行う建築	主		
·F							
		☑景観条例、景 曇の規定に基づ		為の規制等の	ほか、区民と進める景観	まちづく	り等について
	必要な	事項を定める	ことにより、区民等、	事業者及び区	が協働して、地域特性を		
内容			現を図ることを目的と	している。			
		☑景観審議会 ○附属機関とし	て、良好な暑観の形成	に関する事項	[について、調査・審議を	行う。	
		ちづくり推進			につびて、 断五 田城と	. 11 20	
	公募区	【民で構成する	委員会で、景観まちづ	くりの施策を	広く区民等に普及・展開	する。	
	平成6年		・景観基礎調査				
	平成7年		・景観基本方針策定調		都市景観基本方針検討委		L -
	平成8- 平成11年		・景観基本方針案検討 ・景観基本方針策定	*	/景観基本方針策定委員会	設置	
	十八八十	- 支		導要綱を一部	3改正(平成11年12月 1 E	I) L. –	·定規模以上
			の建築物に対して、	景観チェック	シートの届出制度を実施	ī.	
					て富士山が眺望できるよ		
	 平成16年	=6⊟	関係機関に働きかけ ・景観法の公布(17年)		る陳情(平成11年度第25)	をする。
経過	平成19年	• •	・指導要綱のマンショ				
					19年4月、東京都が景観		
					においても景観行政団体	への移行	を視野に入れ
	平成.20年	度	た景観計画策定の取る		!握をするための景観基礎	調査を実	!旃。
	平成21-	-	景観法を踏まえた区	の景観計画(3	案)、景観条例(案)を ⁴	作成。	
	平成23年	度			1日付けで「景観行政団	体」とな	:り、
	 平成24年	走	24年3月1日に景		!余例の施行をした。 !法に基づく届出制度を実	2体	
	1 /2.2	- <i>1</i> &			活用し、適切な指導、誘		į
 必要性	良好な景	最観は、魅力と	個性ある荒川区の形成	 と、潤いのあ	る豊かな生活環境の創造	に不可欠	 である。
	(1直営	')	(直営の場合	● 常勤 ■	非常勤 〇 臨時職員)		
実施	・20年度				於, ¥4,937,520]、景額	基礎調査	の実施
方法	・21年度				、景観検討委員会設置、		
	・22年度 ・23年度				、景観計画(案)の確定 、景観行政団体、景観計		
	ことの十分	2. 观念天利	- の ②女心大利 [門上、	∓ 1 , 310, 000]	、泉町门以凹冲、泉町司	当水 化、	木がル門し。

							(単(立:千円)
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
· 算	予算額	_	6, 034	7, 010	5, 714	6, 550	3, 584	3, 910
•	①決算額(25年度は見込み)	_	4, 938	6, 711	5, 545	4, 728	1, 946	3, 910
決	②人件費等	2, 562	5, 204	4, 886	7, 220	14, 066	12, 094	
算	③減価償却費				3, 196	6, 220	5, 809	
額	【事務分担量】(%)	30	95	110	110	200	180	
等	合計 (①+②+③)	2, 562	10, 142	11, 597	15, 961	25, 014	19, 849	3, 910
の	国 (特定財源)							
推 移	都 (特定財源)							
移	その他(特定財源)							
	一般財源	2, 562	10, 142	11, 597	15, 961	25, 014	19, 849	3, 910
実	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
績	事前協議書提出件数	_	_	_	_	1	51	100
の	届出書提出件数	_	-	-	-	4	48	100
推	アドバイザー派遣件数	_	-	-	_	8	41	50
移	屋外広告物相談件数	_	_	-	_	4	27	40

No2

	節・細節	平成23年度(決	算)	平成24年度(決	:算)	平成25年度(予算)		
	周1 - 加田川	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
予	委託料	景観計画策定委託	3, 686	ポスター製作委託	0	_	_	
算	報償費	1	_	講師謝礼	0	講師謝礼	78	
決	報酬	景観審議会委員報酬	413	景観審議会委員報酬	104	景観審議会委員報酬	493	
算	報酬	景観アドバイザー報酬	609	景観アドバイザー報酬	1, 583	景観アドバイザー報酬	2, 112	
の	旅費	景観審・アドバイザー旅費	20	景観審・アドバイザー旅費	33	景観審・アドバイザー旅費	128	
内	需用費			印刷製本費	167	印刷製本費	872	
訳	需用費			景観審・アドバイザー・推進委員会賄	13	景観審・アドバイザー・推進委員会賄	21	
ш	役務費			会議録速記委託料	46	会議録速記委託料	146	
	使用料			開催会場使用料	0	開催会場使用料	60	

					指標の推	៛移		
		事務事業の成果とする指標名	22年度	23年度	24年度	25年度 ^(見込み)	目標値 (26年度)	指標に関する説明
	指	景観アドバイザーの指摘に対 1 する民間事業者の対応率 (%)	ı	-	80	80	80	・対応率=対応案件数/指摘案件数
;	標	景観アドバイザーの指摘に対 ② する公共事業者の対応率 (%)	ı	ı	100	100	100	・景観施策実現数=景観計画の 区民と進める景観施策 (景観まちづくり団体制度、
		③ 景観施策実現数(景観まちづくり団体・まちなみ協定等)	_	_	0	0	1	景観まちなみ協定等の認定数)

・景観まちづくりを総合的かつ計画的に進めていく上で、区民、事業者との連携・協働は大変に重要な要素で 指題 ・ 景観よろうくりを総合的がら計画的に進めていく工で、区民、事業者との建榜・協働は人気に重要な要素である。今後、景観計画を着実に進めるためには、区民等と協働していくことが課題の一つである。 ・ 景観計画を広く区民、事業者等に周知していくことは、景観計画を着実に進めるための課題の一つである。 ・ 地域の魅力ある景観まちづくりを進めるためには、地域住民を中心とした活動団体を増やしていくことが 17標分析) 関点・課題 課題の一つである。 題

16 (実施 区 未実施 区)

区 景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区:16区

況実 (世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、 練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区)

施 策定中の区:1区

状 (千代田区)

問題	問題点・課題の改善策								
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容							
1	・「景観まちづくり推進委員会」の充実をさらに 図り、具体的な景観施策の展開を行う。	・25年度の実績を踏まえ、更に充実を図る。							
2	・景観ニュースの発行や、景観フォーラムの開催 を通し、広く区民に景観計画の内容等を周知する。	・25年度の実績を踏まえ、更に充実を図る。							
3	・景観計画にある「景観まちづくり団体」制度を 活用し、地域住民を中心とした活動団体の設立 を促す。	・25年度の実績を踏まえ、更に充実を図る。							

事務事詞	業の分類	分類についての説明・意見等				
25年度	26年度	分類についての説明・息見寺				
重点的に推進	重点的に推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりは重要である。				

況議・14年一定 「南千住東地域の景観形成について」

「街の景観や賑わいに配慮した高架下(京成線・藍染川沿道)利用について」

「景観条例の制定について」「富士見坂の眺望を風景遺産について」

会 · 16年三定 要質 · 17年四定 目間 · 21年二定 「地域の活性化に寄与する景観について」

状 ·23年四定 「景観条例の制定について」

											UI
事務事業		西日暮里	三丁目まちづ	_ くり計画	_ 国検討	部課名 担当者名	防災都市づくり部都 能見	市計画課	課長名 内線	松土 2 8 1	
		る小事業名 ド(25年度))								
事務事業	(の種類	〇 新規事	業 (〇 25	年度 〇	24年度)	〇 建設事業	•	それ以タ	トの継続事	業
開始年度	Ŧ	〇昭和(● 平成	17		根拠					
終期設定		●有○無				法令等					
実施基準	丰	〇 法令基			● 区独	自基準	計画区分	●計	画	〇 非計画	
行政	評価		安全安心都市								
	体系		利便性の高い								
, ,,,	11.714	施策	総合的な市街	也整備 <i>0</i>)推進[12	!-01]					
							ちづくりについる 区計画等地域のる				
対象者 等	西日暮里]三丁目地:	域内に権利を	有するネ	者(面積:	13.5ha,	居住者:約千世詩	帯2, 000ノ	()		
	同検・)歴きの と と を き 見 経 う 見 名 主 幅 記 二 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	文れ補 ない はい	生かけるい号のでは、日本	たまちづの 動も西 本	く見里助荒6 り直三1川~けん し丁8区1だ袋 ちん・ い併地号 をだ延	線	も加えなり	がら 動 を ぎ 、 及 と と 、 及 を を を と 、 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	^找 住民とと ^{設定する。 ^逐史的・文·}	もに 化的
级工品	昭和56年 平成 3年 平成15年 平成16年	E E度	第三次事業	化計画中地区域 化計画 都市計画	道路ネッ 「区部に	トワーク検 おける都市	討調査委員会(『 計画道路の整備』 として補助92 ^号	5針」策	定(東京	都・特別	区)
必要性							ごは、7割が都市 計画の検討を支持				Eを感
実施 方法	(1直営) (直営の均	場合 ●	常勤 ●	非常勤 〇 臨時間	職員)			

							(単作	立:千円)
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
算	予算額	4, 800	4, 800	2, 400	_	_	_	_
•	①決算額(25年度は見込み)	4, 799	4, 799	2, 394	_	_	_	_
決	②人件費等	4, 697	6, 776	3, 666	1, 430	2, 784	2, 465	
算	③減価償却費				872	1, 866	1, 614	
額	【事務分担量】(%)	55	80	80	30	60	50	
等	合計 (①+②+③)	9, 496	11, 575	6, 060	2, 302	4, 650	4, 079	0
の	国(特定財源)							
推移	都(特定財源)							
移	その他(特定財源)							
	一般財源	9, 496	11, 575	6, 060	2, 302	4, 650	4, 079	0
実績	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
績	まちづくり計画作成業務委託(千円)	4, 799	4, 799	2, 394	1	1		_
の								
推								
移								

No2

							1102	
予	節・細節	平成23年度(決	算)		と算)	平成25年度(予算)		
	「田田小」「田	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
算								
決								
算								
の								
内								
訳								
п/\								

指					指標の推	移		
		事務事業の成果とする指標名	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	指標に関する説明
		① まちづくり計画策定進捗率	ı	ı	ı	_		
	標	② まちづくり協議会の活動状況	1	1	1	-	1	
		③ 住民アンケート回収率	_	1	1	-	1	

・地区内面積の大きな比率を占める大規模敷地所有者や寺社の意向が確認できていない。 指題 ・地区内道路を6mに拡幅することに対し、地域住民の合意取得が困難なため、道路に関する地区計画の策定 は難しい状況である。(まちづくり計画では、将来像において道路拡幅を掲げている) ・都市計画道路の位置付けが明確にならず今後の街づくりの方向性が決定できないことから、地域住民との協 働の道筋が滞っている。 題 施状況 他区の実 21 (実施 未実施 区 区) ・台東区側では、平成13年度から地元住民により谷中地区まちづくり協議会が活動しており、行政も 密集住宅市街地整備促進事業(社会資本整備総合交付金事業)を進めている。地区内は開発系と保全系に 意見が分かれていると聞いており、都市計画道路の見直しについての議論も進んでいない状況にある。

問題	点・課題の改善策						
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容					
1	開発事業者等にまちづくり計画を提示し、街づくりの 協力を求める。 (街づくり計画・景観条例)	将来的に、地区計画による建物の高さの規制、壁面線 の指定等を規制する。					
2	東京都の都市計画道路補助92号線等の見直し検討に合わせた、まちづくり協議会との連携を図る。	東京都、台東区の道路計画、街づくりの動向を見極め ながら、まちづくり協議会の再開を目指す。					
3							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等			
25年度	26年度	分類についての説明・息見寺			
継続	継続	住民の手による保全型のまちづくりを進める。			

況(要旨問	〇 H 1 7 四定	補助92号線の見直しについて見解を問う	
世狀			

古沙古型	¥ <i>D</i>	#1		·#	部課名	防災都市づくり部都	市計画課	課長名	松土
事務事業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	部市計画マス	ターフランの推り	E	担当者名	能見		内線	2812
		る小事業名 ド (25年度)							
			(○ 25年度 ()	〇 建設事業			トの継続事業
開始年度		○昭和●平			根拠	都市計画法第1			L 4 L 4 - - L A I \
終期設定		●有○無			法令等	(市町村の都市			
実施基準	<u> </u>	● 法令基準内 分野 安全	<u>○ 都基準内</u> 安心都市[VI]	●区独	日基準	計画区分	● 計	<u> </u>	〇 非計画
	評価		生の高い都市基理	路の整備「	12]				
事業	体系		的な市街地整備の						
目的	平成21				_	る取組事業の推進	進を図る	o	
対象者等	区民及び	「事業者をはじ	め、区の各街づ	くり施策	担当				
内容	地整備 ・都市計 め、防	iプログラムに l画マスタープ	基づき、各種事 ランに掲げる主	業の進行 要施策で	管理を行い ある、住宅	域別街づくりの耳 、事業の促進を図 地化が進む市街均 観制度の活用によ	図る。 也の良好	な住環境	の実現のた
経過	H 1 7年 H 1 8年 H 1 9年 H 2 0年	三度:基礎資料 三度:区の策定 三度:策定業務 三度:策定業務 都市計画	市計画マスター マスの自治 大針検表記 大部で、中間の 大部でで 大学で 大学で 大学で 大学で 大学で 大学で 大学で 大学で 大学で 大	体の取り の資料作 及び中間 パブリッ 策定	組み状況の 成、委託業 素案まとめ	者選定プロポーサ	デル実施		
必要性	都市計画	『 マスタープラ	ンの実効性を高	めるとと	もに、計画	的かつ効率的な街	もづくり	を推進す	⁻ る。
実施 方法	(1直営)	(直営の	場合 ●	常勤 ●	非常勤 〇 臨時間	— <u>——</u> 哉員)		

							(単作	立:千円)
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
算	予算額	10, 000	11, 805	_		_	_	_
•	①決算額(25年度は見込み)	9, 818	10, 658	_	_	_	_	_
決	②人件費等	6, 404	4, 723	5, 375	9, 244	9, 832	7, 963	
算額	③減価償却費				4, 067	4, 665	4, 195	
額	【事務分担量】(%)	125	70	80	140	150	130	
等	合計 (1)+2+3)	16, 222	15, 381	5, 375	13, 311	14, 497	12, 158	0
が推移	国(特定財源)							
推	都 (特定財源)							
移	その他(特定財源)							
	一般財源	16, 222	15, 381	5, 375	13, 311	14, 497	12, 158	0
実績	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
績								
の								
推								
移								

No2

							NUZ	
~	節・細節	平成23年度(決	算)	平成24年度(決	: 算)	平成25年度(予算)		
予		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
算								
**								
決								
算								
の								
内								
訳								

				指標の推	移		
指	事務事業の成果とする指標名	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	指標に関する説明
	① 市街地整備プログラム策定進 渉率(%)	80	100	100	100	100	事例調査:10%、現状分析:30%、 方針策定:40%、骨格案作成:70%、 素案作成:80%、策定完了:100%
標	2						
	3						

指題・市街地整備プログラムについては、平成24年3月に策定を終えた。これについては、部の内部資料及び指 標点標と位置づけた。

分・・マスタープランに位置づけた、都市像の実現状況の「見える化」は区民の求めるところであり、今後そのあ 析課り方について再考する必要がある。

1

区)

他 区

の

(実施

21

区

改正を行った区 新宿区(H8-H19)、世田谷区(H7-H17)、杉並区(H9-H14)、豊島区(H12-H16)、

未実施

実 足立区(H6-H18)、墨田区(H10-H20)、中野区(H12-H21)、北区(H12-H22)、板橋区(H10-H23)、 江東区(H10-H23)、港区(S63-H19)、文京区(H8-H23)、大田区(H11-H23)、品川区(H13-H25)、

葛飾区 (H13-H23)

問題,	点・課題の改善策	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
1	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を行 う。	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を継続 する。
2	建築物の高さ規制の導入に向けた準備を行う。	建築物の高さ規制の導入を行う。
3		

事務事	業の分類	分類についての説明・意見等
25年度	26年度	万規に グいての説明・思元寺
継続		都市計画マスタープランの実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等 を行う。

											UI	
事務事業	美名	区民の手	によるま	まちづくり	の支援	部課名 担当者名	防災都市づくり部都 能見	市計画課	課長名 内線	松土 2 8 1		
		る小事業名 ド(25年度										
事務事業	美の種類	〇 新規事	事業 (○ 25年度	○ 24年度)	〇 建設事業	•	それ以外	トの継続事	業	
開始年度		〇昭和			18 年度	根拠						
終期設定		○有●			年度 内 ● 区独	法令等						
実施基準	<u> </u>	〇 法令基		〇 都基準	計画区分	●計	画	〇 非計画				
行政	評価			·都市[VI]	H dn a ±5 /# 1	[10]						
	体系		政策 利便性の高い都市基盤の整備[12] 施策 総合的な市街地整備の推進[12-01]									
		施策	総合的な	市街地登1	用の推進[IZ	2-01]						
目的	・まちつ	づくり施策	きに区民(の意見を反	映するため	の総合的な	活用し易くする <i>†</i> 仕組みづくり に向けた検討	ための仕	組みづく	, ij		
対象者 等	区民											
内容	● 再改テ区荒づ・・・民のるち開革ィ民川く区現区 ● ● ●	、食ごがを繋びたました。 主対共く事談ス加基例でも はおいり業会テの基例でものの と過、施ののムま構のくのの はでいる。 はいは、 はいは、 はいは、 はいは、 はいは、 はいは、 はいは、 はいは	な穿別を延続したまずにないで期に行員確づが定の系づて踏の区主等立く示を基化くまま各民体、及りす様本 り	ちえ重かで各び実区討り (が、相意あ施関現民すな 地く地談見る策連ののる理 区り域にを組をデた主。念 計を住即反合通一め体 画	考民時映若しタの、る真対るく関ま街に応たはわちづましての、街にがしてのがあるがあるがありでのはいちでいいがいがいがいがいがいがいたいかいがいがいがいたいかいがいがいかいがいがいかいがいがいいいかいがいがい	要きの議のくりく 一なる総会あり条り ル情体合やるへ例へ 化制的密住の制の 化	計画制度の導入? を反映した地区的 整備及び検討段降 仕組みづくり 住宅市街地整備ん やグループの各利 用を検討する。	計画の手 皆におけ 足進事業 重情報の	引きやた る支援の による頃 一元化と	jイドを作)検討を図 !絡会、区 : そのセキ	成 る。 政 ュリ	
経過							それまでの住環は 良好な住環境の値					
必要性	ンション	建設反対	付運動なる				民の主体的なます り活動への支援が					
実施 方法	(1直営)	(直営	の場合 ●	常勤 ●	非常勤 〇 臨時	職員)				

							(単作	立:千円)
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
算	予算額	_	_	_	_	_	_	_
•	①決算額(25年度は見込み)	-	-	-		_	_	_
決	②人件費等	1, 585	4, 609	2, 362	2, 895	1, 966	1, 368	
算額等	③減価償却費				1, 162	933	968	
額	【事務分担量】(%)	40	90	50	40	30	30	
_	合計 (①+②+③)	1, 585	4, 609	2, 362	4, 057	2, 899	2, 336	0
の	国 (特定財源)							
推移	都(特定財源)							
移	その他(特定財源)							
	一般財源	1, 585	4, 609	2, 362	4, 057	2, 899	2, 336	0
実績	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
績								
の								
推								
移								

N₀2

							NUZ	
=	節·細節	平成23年度(決	算)	平成24年度(決	·算)	平成25年度(予算)		
予	即,如即	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
算								
決								
算								
の内								
訳								
ارم								

					指標の推	É 移			
‡	指	事務事業の成果とする指標名	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	指標に関する説明	
		① 街づくり条例制定の進捗率	50	50	50	50	70	現状分析:30%、骨格案作成:50%、 素案作成:70%、パブリックコメント:80%、 策定完了:100%	
,	標	② 支援制度確立の進捗率	75	75	75	75	100	現状分析:50%、活用制度の抽出: 75%、制度活用方策策定:100%	
		3							

①地区計画は、市街地の住環境向上や商店街の基盤整備、景観形成など様々な秩序化への活用が考えられるた 、問め、それらの目的に対応できる住民参加の手法を確立する必要がある。

指題 ②各街づくり事業における住民組織との話し合いを継続するとともに、意見を反映させる仕組みや住民組織の 標点自立化を検討する必要がある。

分·

③街づくり条例は、既に施行若しくは検討している諸制度を集約することとなるため、制定に際しては法令・ 析課 諸制度の関わり方の整理及び荒川区に適した法体系の在り方などを検討する必要がある。併せて、専門的知識 題のもとで全国的な関係法令の動向や社会的傾向、経済の動向及び区内市街地の今後の動向などを把握、反映さ せることが必要である。

施 状況 の実

(実施

区

未実施

区)

まちづくり条例制定区:中央区、港区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、大田区、中野区、

杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区

問題	点・課題の改善策	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
1	区民による地区計画制度活用のための専門的な知識や 検討の進め方などへの支援体制を確立する。 区のコンサル担当派遣制度や、他の公的な支援制度の 内容調査を行い、活用に向けた制度の一元化を図る。	制度を活用した街づくりを進める団体を模索する。
2	都市計画マスタープランの検討過程における区民会議 の今後の活用を検討する。	区民会議の新たな構築を目指す。
3	区内の建物状況等の実態及び傾向を踏まえた荒川区に 即した街づくり条例の在り方を検討する。	在り方の検討結果を反映した、条例素案の策定に向け た調査委託を実施する。

事務事	業の分類	分類についての説明・意見等					
25年度	26年度	万類に りいくの説明・息見寺					
重点的に推進	重点的に推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくための事業であ る。					

状

09-01-13

事務事業名											No14		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード (20年度) 開始年度 ○ 昭和 ● 平成 19 年度 根拠 開始年度 ○ 昭和 ● 平成 19 年度 根拠 原施基準 ○ 全種 ● 無 年度 法令等 名条例及び施行規則 実施基準 ○ 1余 ● 無 年度 法令等 名条例及び施行規則 実施基準 ○ 1余 ○ 無 年度 法令等 名条例及び施行規則 実施基準 ○ 1余 ○ 無 年度 法令等 名条例及び施行規則 実施基準 ○ 1余 ○ 無 年度 法令等 名条例及び施行規則 事業体系 ○ 1 中	古水古光	¥ <i>A</i> 7	荒川区住	宅等の	建築に係る住	環境の整	部課名	防災都市づくり部都市計	画課	課長名	松土		
事務事業の一系 (20年度) 19 年度 一次 (20年度) 一	事務争え	長石	備に関す	る条例	(住環境条例)	担当者名	杉山		内線	2812		
開始年度			る小事業名	3									
関始年度	事務事業	業の種類	〇 新規	事業	(○ 25年度 () 24年度)	〇 建設事業	•	それ以外	外の継続事業		
聚期設定			0 11.11		, , , , ,								
変施基準										20 00 IE Milit - 124 7			
分野 安全安全都市[VI] 政策 利便性の高い都市基盤の整備[12] 施策 総合的な市街地整備の推進[12-01] 住宅等の建築に係る住環境の整備ついての基本的なルールを定め、住宅等の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺における生活環境の維持向上を図るとともに、住宅等の居住者と周辺住民とにより良好な近隣関係と豊かな地域社会の形成を図る ①15戸以上の共同住宅及び寄宿舎の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③1・地350㎡以上の区画形質の変更〔道路の新設等)を伴う一戸建ての住宅の建築、④教地350㎡以上の長屋の建築、・②6区画以上の一戸建ての住宅の建築、●教地面移0㎡以上)、専有面積(25㎡以上、30戸以上は総戸数の半数を50㎡以上)、駐車施設の設置(商業系用途地域:戸数の10%以上、20戸以上は総戸数の半数を50㎡以上)、駐車施設の設置(商業系用途地域:戸数の10%以上、左記以外:戸数の10%以上、停留空地:1台)、防災対策(防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策) 管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、 青銀への配慮、土壌汚染対策、埋蔵文化財保護、高齢者及び障がい者の配慮、省は444~対策等地球環境への配慮※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例が対象となるが、届出等は関係各課で対応する。工事完了時に現地に赴き、条例の履行確認を行うとともに、適正な管理への誘導を行う。 ②条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表を行うことができる。 平成19年9月27日制定(要綱から算食住宅等を条例化)、平成20年3月21日改正(建築主の義務強化)、平成25年3月21日改正(要綱から戸建住宅等を条例化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化)、平成25年3月21日改正(要綱から戸建住宅等を条例化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(要綱から戸建住宅等を条例化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(要綱から戸建住宅等を条例化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の養務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の義務強化) 平成25年3月21日改正(建築主の経験を行うことと													
取策 利便性の高い都市基盤の整備[12] 施策 総合的な市街地整備の推進[12-01] 施策 総合的な市街地整備の推進[12-01]													
## # # # # # # # # # # # # # # # # # #						般の整備[127						
日的 住宅等の建築に係る住環境の整備ついての基本的なルールを定め、住宅等の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺における生活環境の維持向上を図るとともに、住宅等の居住者と周辺住民とにより良好な近隣関係と豊かな地域社会の形成を図る ①115戸以上の共同住宅及び客宿舎の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更(道路の新設等)を伴う一戸建ての住宅の建築、 ②敷地350㎡以上の長屋の建築 建築計画の段階で、以下の事項について指導する。 近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立土地区画面積(敷地面積60㎡以上)、東旬面積(25㎡以上、30戸以上は総戸数の半数を50㎡以上)、駐車施設の設置(商業系用途地域:戸数の10%以上、左記以外:戸数の10%以上、停留空地:1台)、防災対策(防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策)、管理人室の設置、管理人室の設置、管理人室の設置、管理人をの整備及び壁面の後退、景観への配慮、土壌汚染対策、埋蔵文化財保護、高齢者及び壁がい者の配慮、土・14時、14時、15年、14時、15年、15年、15年、15年、15年、15年、15年、15年、15年、15年	事業	体系											
日的 住環境を確保し、かつ、周辺における生活環境の維持向上を図るとともに、住宅等の居住者と周辺住民とにより良好な近隣関係と豊かな地域社会の形成を図る ①15戸以上の共同住宅及び寄宿舎の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更(道路の新設等)を伴う一戸建ての住宅の建築、④敷地350㎡以上の長屋の建築 建築計画の段階で、以下の事項について指導する。近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立土地区画面積(敷地面積60㎡以上)、専有面積(25㎡以上、30戸以上は総戸数の半数を50㎡以上)、駐車施設の設置商業系用途地域:戸数の10%以上、左記以外:戸数の10%以上、停留空地:1台)、防災対策(防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策)、管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、雨水対策)、管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、上境汚染対策、埋蔵文化財保護、高齢者及び障がい者の配慮、省141411一対策等地球環境への配慮※総地・駐輪場・廃棄物の各条例が対象となるが、届出等は関係各課で対応する。工事完了時に現地に赴き、条例の履行確認を行うとともに、適正な管理への誘導を行う。 ●条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表を行うことができる。 平成19年9月27日制定(要綱から集合住宅を条例化)、平成20年3月21日改正(建築主の義務強化)、平成22年11月16日規則改正(規模に応じ中間階備蓄倉庫設置)、平成25年3月21日改正(要綱から戸建住宅等を条例化) ・要性 既成市街地における民間開発諸事業の秩序化及び住環境の維持・向上を図るため、必要である 「1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) ま施方法 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うことと			心果	売口り	なり国地産舗	が批准[12	01]						
第	目的	住環境を	確保し、	かつ、	周辺における	生活環境	の維持向上						
四次		③土地3	50㎡以上	の区画	形質の変更(道					の建築、			
経過 平成22年11月16日規則改正 (規模に応じ中間階備蓄倉庫設置)、平成25年3月21日改正 (要綱から戸建住宅等を条例化) 必要性 既成市街地における民間開発諸事業の秩序化及び住環境の維持・向上を図るため、必要である (1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 実施 方法 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うことと	内容	近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立 土地区画面積(敷地面積60㎡以上)、専有面積(25㎡以上、30戸以上は総戸数の半数を50㎡以上)、 駐車施設の設置(商業系用途地域:戸数の10%以上、左記以外:戸数の10%以上、停留空地:1台)、 防災対策(防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策)、 管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、 計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、 土壌汚染対策、埋蔵文化財保護、高齢者及び障がい者の配慮、省エネルドー対策等地球環境への配慮 ※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例が対象となるが、届出等は関係各課で対応する。 工事完了時に現地に赴き、条例の履行確認を行うとともに、適正な管理への誘導を行う。											
(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 〇 臨時職員) 実施 方法 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うことと	経過	平成22年	11月16日	規則改	正(規模に応	じ中間階	備蓄倉庫設		(建築主	の義務強	金化)、		
実施	必要性	既成市	活街地にお	さける民	問開発諸事業 	の秩序化	及び住環境	の維持・向上を図	るため	、必要で	である		
大法 指導内容か多岐の分野に渡るため、建梁王は「建梁計画書」提出前に関係各課と協議を行っことと		(1直営)	(直営の	場合 ●	常勤 ●	非常勤 〇 臨時職					
								書」提出前に関係	各課と	協議を行	うことと		

							(出)	立:千円)
		105	00 	-	00 			
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
算	予算額		_					_
•	①決算額(25年度は見込み)	_	_	_	_	_		_
決	②人件費等		10, 588	8, 144	8, 720	5, 325	5, 627	
算	③減価償却費				2, 905	2, 799	3, 066	
算 額 等	【事務分担量】(%)	_	125	100	100	90	95	
	合計 (①+②+③)	0	10, 588	8, 144	11, 625	8, 124	8, 693	0
の	国 (特定財源)							
推移	都 (特定財源)							
移	その他(特定財源)							
	一般財源	0	10, 588	8, 144	11, 625	8, 124	8, 693	0
実	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実績	事前相談(同一箇所複数相談含)	30	32	20	50	60	70	90
の	建築計画書提出(件)	30	19	12	25	27	33	40
推移	工事完了確認通知書交付(件)	0	9	15	10	25	23	30
移								

No2

							NUZ
_	節·細節	平成23年度(決	算)		そ算)	平成25年度(予	算)
予算		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
昇	•						
· 注							
算							
σ							
人							
訴							
11/							

					指標の推	移		
i.	指	事務事業の成果とする指標名	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	指標に関する説明
		① 申請時の条例適合率(%)	100	100	100	100	100	適合/届出
	標	② 完了検査時の条例適合率 (%)	86	91	96	98	100	完了確認通知/完了届出
保		3						

、問 指題 相標分析) 超点・課題

指導内容に努力規定となっている部分があるため、その内容が形骸化しないよう条例の主旨を鑑み、適 正な指導を行う必要がある

区)

未実施

他区の実

(実施

22

条例:17区、要綱:5区(千代田・品川・大田・杉並・葛飾)

区

問題	問題点・課題の改善策										
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容									
1	新たに対象となった戸建住宅等の適切な指導を行う	社会状況等に則した適用を行う									
2											
3											

事務事	業の分類	分類についての説明・意見等						
25年度	26年度	が類についての説明・息見寺						
重点的に推進	重点的に推進	民間開発諸事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上 のため、不可欠な事務である。						

況議

(会) 平成19年第2回定例会:集合住宅条例制定(要綱から集合住宅を条例化) 要質 平成22年第1回定例会:集合住宅条例(その後に関する問題) 旨問 平成25年第1回定例会:住環境条例として制定(要綱から戸建住宅等を条例化) 状

										NUT	
事務事業	美名	地籍調査	事業			部課名 担当者名		くり部施設管理課 尾下	課長名 内線	大木 2718	
		る小事業名 ド(25年度		地籍調査事務	費(01-05-	-03)					
事務事業の種類		● 新規事	業	(● 25年度	○ 24年度)	〇 建設事	業	それ以外	外の継続事業	
開始年度		〇昭和	● 平	成 2	5 年度	根拠	国土調査法	±			
終期設定		〇有●			年度	法令等		·			
実施基準	<u> </u>	● 法令基			0 区独	自基準	計画区分	● 計	画	〇 非計画	
行政	評価			安心都市[VI]	. A +L III						
	体系			生の高い都市基							
		施策	総合	内な市街地整備	の推進[12	<u>/</u> -01]					
目的	土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし、道路の公共用地を適正に管理する。										
対象者等	区民等										
内容	調 行 〇 公万境土	開査 計量 計量 おす で で で で で で で の の の の の の の の の の の の の	し、と 適にト分、一が 正おラ合	地籍図と地籍領 筆の動情がある。 化のである。 化のである。 他の大きないである。 他である。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	算を作成す さく調査、 関の迅速化	る。 立会に多く				面積を正確に)で民境界を先	
経過		₹25年度 ₹26年度~		(社)全国国土 地籍調査開始)				
必要性	区道等	₹を適正に	管理	する。							
実施方法	(1直営)	(直営(の場合・●	常勤 〇	非常勤 〇) 臨時職員)			

							(単作	立:千円)
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
算	予算額	-	_		_	_	_	55
•	①決算額(25年度は見込み)		_		_	-	_	55
決	②人件費等	-	-		_	-	_	
算額等	③減価償却費				_	-	_	
額	【事務分担量】(%)	1	1		_	1		
	合計 (1)+2+3)	0	0	0	0	0	0	55
の	国 (特定財源)							
推移	都 (特定財源)							
移	その他(特定財源)							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	55
実	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実績								
の								
推移								
移								

No₂

							1102	
4	節・細節・	平成23年度(決	算)	平成24年度(決	(算)	平成25年度(予算)		
予	即。如即	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
算	消耗品費					地籍調査関連図書購	25	
· 決	その他負担金					国土調査協会会費	30	
次 算								
ガ の								
内								
訳								
ш								

				指標の推	É 移		
指	事務事業の成果とする指標名	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	指標に関する説明
	① 街区基準点測量(%)	-	_	_	0	1	西日暮里五・六丁目街区
堙	② 官民境界先行調査(%)	_	_	_	0	0	27年度以降順次調査
標	3						

問題	点・課題の改善策	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	来年度地籍調査実施に向けての準備 補助金申請	地籍調査1年目であることから、区画整理地区の西日 暮里五・六丁目付近の基準点測量を実施。次年度以降 は計画的に順次街区先行型で官民境界の調査を行う。
2		
3		

事務事	業の分類	八海についての説明・辛見 生						
25年度	26年度	分類についての説明・意見等						
推進	重点的に推進	地籍調査を行うことで、公共物管理の適正化や災害時における復旧、復 興の迅速化を図ることができるため重点的に推進する必要がある。						

況 (要旨)	
〜 会	
要質	
旨問	
状	

												No1
事務事業	業名	建築指導	事務				部課名			築指導課		中山
				1			担当者名	i	蓮池		内線	2845
	を構成す 事業コー			建築指導	事務費	(01-	0 1 - 0	1)				
	業の種類	新規		(25年		24年度		建設	事業		それ以外	の継続事業
開始年周		昭和		成	41	年度	根拠	建筑其洲	生注 郑	市計画法	<u>.</u>	
終期設定		有	無			年度	法令等				-	
実施基準	隼		基準内		準内	区独	自基準	計画区分	r)	計	画	非計画
行形	評価			安心都市[]							
	体系			生の高い都								
3.70				的な市街地								
目的				、設備及で の確保と同					ごうかを習	審査、検:	査、指導	をし、区内に
対象者 等	建築物の	の新築、	増築、	改築又は	移転を	計画する	る者及び既	存建築物の	の所有者	· 等		
内容	た、許 主 主 主 主 主 主 主 を は を は を は を は を も を を も を も を も を も を も も も も も も も も も も も も も	の確認理報法とは関連を関係を関係を対して、	青達(やのづ句正兄が時)に取きけ明、 法、(基締良た)建	令に適合し 工事完了印 づく許可及 好な住環り 指導や保努	寺に建築 及び認え 競を守る 安上危い ち老朽、	築主事等 定、都 市 るため 強な 建 改築	の検査を行 計画法53ई 違反建築特 物等に対す 等により	テう。 条に基づく 勿を未然に する措置を 余却される	許可を行 に防止する 行う。 を建築物の	うう。 ることを の状況を	目的とし	を行う。ま た現場パト 建築動態統計 を行う。
経過	· 平成14 · 平成18 · 平成18 · 平成19	5年5月24 4年7月12 7年9~11 3年6月21 9年6月20 9年6月20 2年3月 2	日 月日 日日	系る規制を ⁷ スベスト 建築物の安	の含問全査築準合性機基法性	規定置に 規置 提置 発 発 発 	関節している。 関節している。 関節にた正さた。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる	限の緩和; 。(平成 ² 構造計算 築確認・ 集 築士等の た。(114	15年7月1 書偽装事 検査の厳 業務の適 機関)	日施行) 作が発生 格化、構	₋ Eした。 講造計算证	ックハウスに 適合性判定、 強化、図書の
必要性	地方自治	体として	ての基	本的な事績	外である	る。 						
実施方法	(1直営)	(]	直営の	場合	常勤	非常勤	臨時	職員)		

							(単作	位:千円)
予		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
算	予算額	15,323	10,939	8,876	8,573	6,089	4,677	3,915
•	決算額(25年度は見込み)	3,711	3,883	2,997	4,599	3,429	2,561	3,915
決	人件費等	100,161	103,966	100,421	110,676	110,518	107,388	
算	減価償却費				42,995	46,834	48,889	
額	【事務分担量】(%)	1,230	1,320	1,436	1,480	1,522	1,515	
等	合計(+ +)	103,872	107,849	103,418	158,270	160,781	158,838	3,915
の	国(特定財源)							
推移	都(特定財源)	121	121	121	121	121	121	121
杉	その他(特定財源)	16,881	14,611	10,753	10,655	9,354	9,531	9,799
	一般財源	86,870	93,117	92,544	147,494	151,306	149,186	-6,005
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実	建築確認申請数(区)	205	195	141	138	122	118	118
績	建築確認申請数(民間確認機関)	332	359	357	481	498	494	494
の 推 移	違反等件数	89	83	87	61	107	84	84
	証明発行件数	2,351	1,868	2,346	2,076	2,063	2,428	2,428
	閲覧件数	1,938	2,061	2,351	3,322	3,656	4,674	4,674
	構造計算適合性判定件数	14	16	9	14	9	2	9

No₂

							1102
	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決	·算)	平成25年度(予算)	
予		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
算	一般需用費	消耗品購入(図書等)	320	消耗品購入(図書等)	264	消耗品購入(図書等)	363
· 決	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	91	特定行政庁団体賠償責任保険料	87	特定行政庁団体賠償責任保険料	87
人算の内訳	委託料	特定建築物定期報告等委託	1,271	特定建築物定期報告等委託	1,567	特定建築物定期報告等委託	1,814
		構造計算判定委託	1,656	構造計算判定委託	552	構造計算判定委託	1,541
	使用料及び	建築行政共用データベース利用料	91	建築行政共用データベース利用料	91	建築行政共用データベース利用料	110
	賃借料						
H/\							

		指標の推移					
指	事務事業の成果とする指標名	22年度	23年度	24年度	25年度 ^(見込み)	目標値 (26年度)	指標に関する説明
標	完了検査実施率	85%	96%	94%	94%	94%	検査済件数 / 確認申請件数

問題	問題点・課題の改善策						
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容					
	建築物の安全性の確保を図るため、確認済証交付時、 建築主に完了検査を受検するよう、啓発文書を配布す る。	建築確認手続きなどの機会を捉えて、建築主への啓 発を継続するとともに、検査率の向上に向け検討す る。					
	建築確認受付台帳の電子化の維持、促進をするとともに、専門相談や問い合わせに迅速に対応できる体制確保と人材の強化を図る。	引き続き建築確認受付台帳の電子化の維持、促進を するとともに、専門相談や問い合わせに迅速に対応 できる体制確保と人材の強化を図る。					
	指定確認検査機関への指導、監督を行うとともに、指 定構造計算適合性判定機関との連携体制等について検 討する。	引き続き指定確認検査機関への指導、監督を行うと ともに、指定構造計算適合性判定機関との連携体制 等について検討する。					

事務事業の分類					
25年度設定	26年度設定	- 分類についての説明・意見等 			
継続	継続	区民の生命、健康、財産の保護を図るためにも建築物の安全性を確保する ことは重要であり、地方公共団体における基本的な事務である。			

況議	況議	
ヘ 会	況議 (会 要質 旨問) ¹	
要質	要質	
自問	自問 	
1\	1/1	